

特定保健指導におけるＩＣＴ（情報通信技術）を活用した遠隔面談について

1 制度の現状

- 特定保健指導の「動機付け支援」「積極的支援」は、初回時に医師、保健師又は管理栄養士の面接（個別又はグループ）による直接の指導の下に行動計画を策定することとされており、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用して、インターネット等を介して指導を受けることは想定されていない。
- 「積極的支援」の継続支援の1単位（5分間の支援）あたりのポイント数は、例えば個別支援（直接面談）Aで20ポイント（上限120ポイント）、電話支援Aで15ポイント（上限60ポイント）として算定され、テレビ電話による支援は電話支援として扱われている。

2 規制・制度改革の要望内容

- ① 特定保健指導の初回面談について、ＩＣＴを活用した遠隔面談を可能とすべき。
- ② 「継続的な支援」において遠隔面談を直接面談と同じポイントとすべき。

3 閣議決定経緯

- **H22.6.18 規制・制度改革に係る対処方針【閣議決定】**
特定健診に基づく保健指導におけるＩＣＴ（情報通信技術）を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する＜平成23年度中に結論＞
- **H24.11.30 日本再生加速プログラム【閣議決定】**
特定健診に基づく保健指導においてＩＣＴ（情報通信技術）を活用した遠隔面談を可能とするよう制度の見直しを行う。＜平成24年結論、平成24年度措置＞

4 見直しの方向性【案】について

- 特定保健指導の「動機付け支援」及び「積極的支援」の初回時の支援は、対象者を生活習慣改善に向けた行動に向かわせるための鍵となる重要な機会であるため、引き続き保健指導実施者が直接対象者と対面して実施することを原則とする。
- その一方、一定の条件の下でＩＣＴの活用による遠隔保健指導により初回時の支援（個別支援に限る。）を行うことを認め、その上で、遠隔保健指導の効果検証に資するため、その結果について報告を徴収、蓄積し、分析を行うこととする。